

福島市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 54 号

福島市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和41年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23号様式から第25号様式までの規定中「処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月」を「処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月」を「処分があつたことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があつたことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

第26号様式及び第27号様式中「処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月」を「処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月」を「処分があつたことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があつたことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

第28号様式中「処分書を受け取った日の翌日から起算して3か月」を「処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月」を「処分があつたことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があつたことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

第29号様式及び第30号様式中「命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月」を「命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月」を「命令があつたことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があつたことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁

決の日から」に改める。

第31号様式中「通知が到達した日の翌日から起算して6箇月」を「通知が到達した日から6か月」に改める。

第32号様式及び第33号様式中「命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月」を「命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月」を「命令があつたことを知った日から6か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があつたことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に通知した改正前の福島市職員の退職手当に関する条例施行規則第23号様式から第33号様式までの様式による書面は、この規則による改正後の福島市職員の退職手当に関する条例施行規則第23号様式から第33号様式までの様式による書面とみなす。